

(案)

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(大分北部森林計画区)

計画期間

自 平成 3 1 年 4 月 1 日

至 平成 3 6 年 3 月 3 1 日

九 州 森 林 管 理 局

(案)

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(大分北部森林計画区)

計画期間

自	平成 3 1 年 4 月	1 日
至	平成 3 6 年 3 月	3 1 日

九 州 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり^{もり}等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

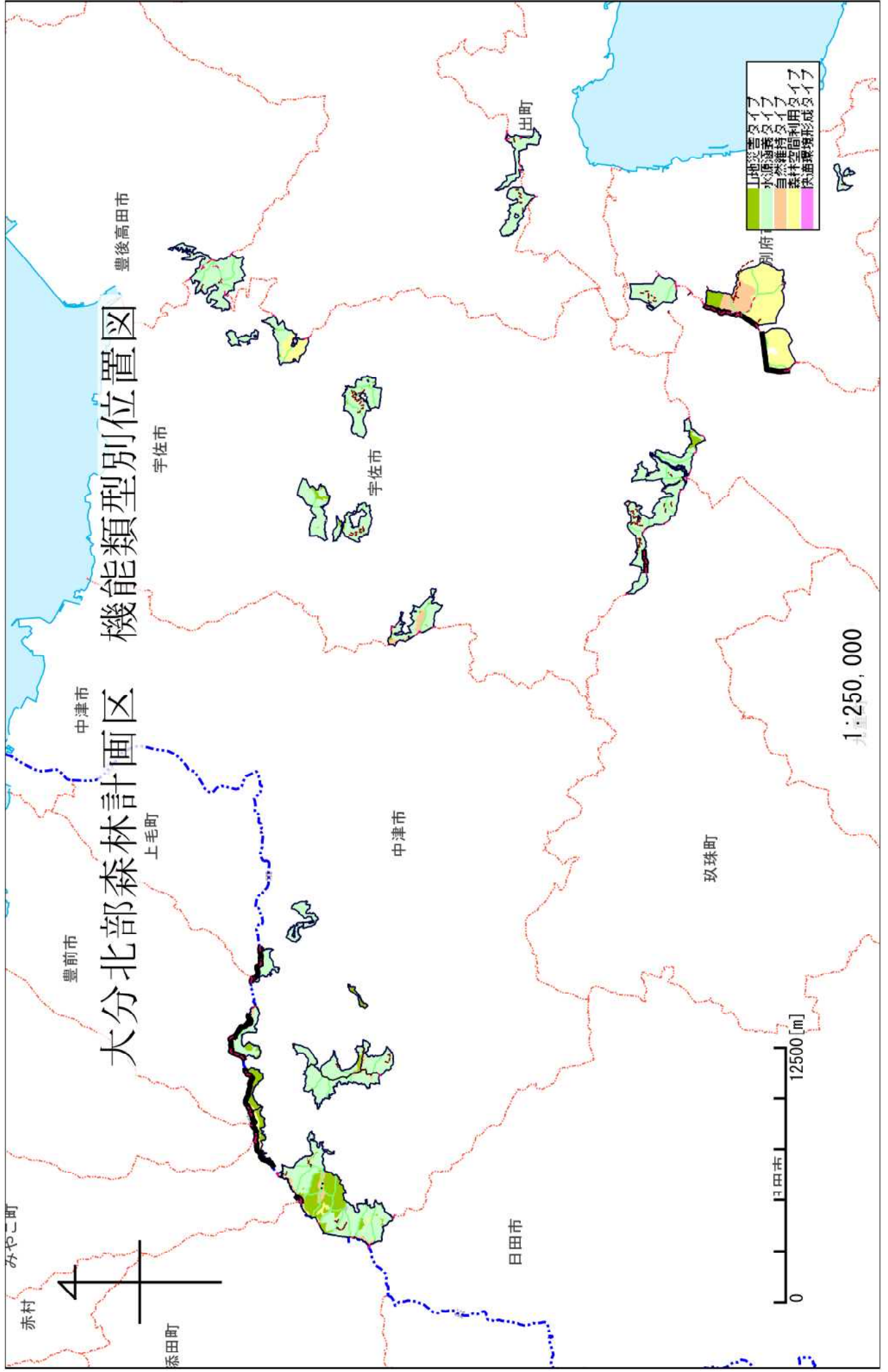
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林については、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年度から導入されることになる。あわせて、「平成30年度税制改正の大綱」において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度の税制改正において森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することが決定された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進める。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の大分北部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

大分北部森林計画区における国有林野の管理経営は、関係行政機関と連携を図りつつ、関係住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行う。



大分北部森林計画区 機能類型別位置図

- 山地
- 水産海域
- 自然維持
- 森林空間利用
- 狭道環状

1:250,000

0 12500 [m]



赤村

豊前市

中津市

上毛町

中津市

日田市

玖珠町

豊後高田市

宇佐市

宇佐市

出町

別府市

目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	3
③	持続可能な森林経営の実施方向	4
④	政策課題への対応	6
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	6
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	6
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	7
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	8
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	8
⑤	水源涵養 ^{かん} タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養 ^{かん} タイプに関する事項	8
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	9
①	林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	9
②	林業事業体の育成	9
③	民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	9
④	森林・林業技術者等の育成と 森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	10
⑤	その他	10
(4)	主要事業の実施に関する事項	10
①	伐採総量	10
②	更新総量	11
③	保育総量	11
④	林道の開設及び改良の総量	11
(5)	その他必要な事項	11
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	11
(1)	巡視に関する事項	11
①	山火事防止等の森林保全巡視	11
②	境界の保全管理	11
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	12
(3)	特に保護をを図るべき森林に関する事項	12
①	保護林	12
②	緑の回廊	12
(4)	その他必要な事項	12

3	林産物の供給に関する事項	1 2
	(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	1 2
	(2) その他必要な事項	1 3
4	国有林野の活用に関する事項	1 3
	(1) 国有林野の活用の推進方針	1 3
	(2) 国有林野の活用の具体的手法	1 3
	(3) その他必要な事項	1 4
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び 保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 4
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 4
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 私有林野の整備及び保全に関する事項	1 4
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1 4
	(1) 国民参加の森林に関する事項	1 4
	(2) 分収林に関する事項	1 4
	(3) その他必要な事項	1 5
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 5
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 5
	(2) 地域の振興に関する事項	1 5
	(3) その他必要な事項	1 5

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術・資源を活用して林業の成長産業化の実現に貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、大分北部森林計画区を管轄区域とする国有林野6,441haであり、大分県の北部に位置し、別府市、中津市、宇佐市、豊後高田市、杵築市及び日出町の5市1町に所在しており、大部分は山国川、大分川及び駅館川等の源流部に位置している。

これら河川の源流部に位置する国有林野は、そのほとんどが水源かん養保安林を主体とした保安林に指定されており、下流部の中津市及び宇佐市等の水がめとして重要な役割を担っている。さらに、別府市の鶴見岳及び由布岳に位置する国有林野は、そのほとんどが土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の防止に重要な役割を果たしている。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が3,728ha（育成単層林3,603ha、育成複層林125ha）、天然生林が2,475haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではクヌギ、ナラ類、カエデ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林2,832ha、針広混交林1,045ha、広葉樹林2,326haとなっている。

英彦山系及び耶馬溪や鶴見岳・由布岳などの国有林野では、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹の天然林が保存されており、由布・鶴見岳自然休養林が設定されている。さらに、良好な自然環境が保全されていることから、耶馬日田英彦山国定公園や阿蘇くじゅう国立公園等にも指定され、登山などの森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されている。

こうしたことを踏まえ、各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 山国・耶馬溪地区（2～30林班）

中津市の西部に位置し、山国川水系の上流域にあり、福岡県との境をなす鷹ノ巣山（979m）をはじめとした分水嶺の稜線付近の東側斜面及び苅又山（960m）を中心とする標高500m～1,000mの地区並びに中摩殿畑山（991m）を中心とする標高600m～1,000mの地区である。

本地域の山地は、地形分類では主に中起伏山地となっているが、メサやビュートの地形が示すように溶岩台地の原面が残されており、全面的には早壮年期の山容を呈している。急峻な地形部分等を除き、大部分がスギ、ヒノキを主体とする人工林となっている。

本地区の位置、地形等から、そのほとんどが土砂流出防備保安林及び水源かん養保安林の指定を受けており、山地災害防止機能、水源涵養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、当該地区の一帯は、ほぼ全域が耶馬日田英彦山国定公園特別地域に指定され、福岡県境及び中摩殿畑山の山頂を中心とした稜線部にはブナ林と急峻な岩石地にヒノキ林があり、薬師沢等の溪谷沿いにはモミ、ツガ等の針葉樹やミズメ等の落葉広葉樹が混生する優れた自然環境を有している。このため、これらの区域では、自然環境の保全・形成及び保健文化機能の発揮が期待されていることから「自然維持タイプ」や「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 宇佐地区（34～36、38～42、54～61、63～68林班）

宇佐市、豊後高田市及び杵築市に位置し、駅館川、向野川の両流域に散在する標高100m～700mの地区である。一般的に緩傾斜地の多い丘陵性の地形を呈しており、スギ、ヒノキ、クヌギの人工林が多く、天然林はシイ、カシ類等の常緑広葉樹が主体である。

この地域では、背後に高山が少なく夏季に雨量が少ないことから、重要な水源^{かん}地になっており、そのほとんどが水源^{かん}養保安林の指定を受け、水源^{かん}涵養機能の発揮が期待されていることから「水源^{かん}涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、宇佐地域にある御許山(647m)山頂は宇佐神宮の奥宮が鎮座する箇所^{かん}で、その周辺地域に国有林野がある。この地域の一部は風致保安林のほか、国指定の史跡名勝天然記念物に指定されており、また、院内地域にある鹿嵐山(758m)周辺の天然林についても、耶馬日田英彦山国定公園の要所で、優れた自然環境を有しており、自然景観の維持及び保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」や「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

さらに、スギ、ヒノキ人工林が主体の一部の区域については、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努める。

ウ 安心院地区（44～53林班）

駅館川の最上流部で、宇佐市の最南端に位置し、立石山(1,070m)を中心とする標高600m～1,000mの地区であり、一部は深見ダムの集水区域となっている。

水源^{かん}養保安林の指定を受け、大部分がスギ、ヒノキを主体とする生育良好な人工林で、水源^{かん}涵養機能の発揮が期待されていることから「水源^{かん}涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、スギ、ヒノキ人工林が主体の一部の区域については、民有林との連携も念頭に置きつつ機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努める。

エ 別府地区（1001、1002、1004～1010、1012、1013、1016林班）

別府市、杵築市及び日出町に位置し、由布市と境をなす由布岳（1,583m）、鶴見岳（1,375m）の山岳を中心とする地区及び別府湾を囲む丘陵地の杵築市、日出町側に向けた標高300m～800mの地区である。

由布岳並びに鶴見岳の大半は、由布・鶴見岳自然休養林に設定されているほか、阿蘇くじゅう国立公園に指定されており、自然景観の維持及び保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、鶴見岳から伽藍岳（硫黄山）（1,045m）に連なる区域は、地盤がもろく雨水に浸食されやすい地質であり、下流には保全対象となる多数の人家や公共施設があることから、土砂流出防備保安林の指定を受けている。また、杵築市及び日出町に位置する小団地は、全域が水源かん養保安林に指定されている。このように、山地災害防止機能や水源涵養機能を発揮することが期待されていることから、「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

さらに、別府湾を囲む丘陵地にあり、大分川の支流の上流部に位置する一部の区域については、民有林との連携も念頭に置きつつ機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努める。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、大分西部森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は6,441haで九州森林管理局管内国有林総面積の1%を占めている。

蓄積は1,582千m³で九州森林管理局総蓄積の1%を占めている。また、人工林面積は3,571haで人工林率は58%となっている。

森林の種類は、普通林が165haで3%を占めており、制限林が6,276haで97%となっている。なお、制限林の99%が保安林であり、そのうち水源かん養保安林が67%を占めている。

○ 大分北部森林計画区内の森林資源状況

単位 ha、m³

区分	人工林	天然林	その他	合計
面積	3,571	2,632	238	6,441
蓄積	1,116,756	465,652	2	1,582,410

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積については、主伐は地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、計画を下回る結果となり、これに連動して造林面積も計画量を下回った。

また、間伐については、地球温暖化防止対策等に資する森林整備の推進を図るため実行したが計画量を下回る結果となった。

林道等の開設については施業予定を考慮して、より優先度の高いものから実行し、林道等の改良については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行したが、計画量を下回る結果となった。

○ 主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	304,500m ³	94,746m ³
主伐	80,000m ³	27,955m ³
間伐	224,500m ³	66,791m ³
造林面積	144ha	81ha
人工造林	131ha	78ha
天然更新	13ha	3ha
林道等の開設又は改良	開設：28.2km 改良：28箇所	開設：1.3km 改良：5箇所

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林^{もり}」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

<p>I 生物多 様性の保全</p>	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じた適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
<p>II 森林生 態系の生産 力の維持</p>	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
<p>III 森林生 態系の健全 性と活力の 維持</p>	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。</p>
<p>IV 土壌及 び水資源の 保全と維持</p>	<p>降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球的 炭素循環へ の森林の寄 与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の 要望を満た す長期的・ 多面的な社 会・経済的 便益の維持 及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
<p>VII 森林の 保全と持続 可能な経営 のための法 的、制度的 及び経済的 枠組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、林業の成長産業化の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

さらに、林業の成長産業化の実現に向けた取組としては、低コストで効率的な施業技術の普及、計画的な事業の発注による林業事業体の育成、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定、森林総合監理士（フォレスター）等による市町村に対する技術的支援等に取り組んでいるところである。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営に当たっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的關係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

○ 山地災害防止タイプの面積

単位 ha

区分	山地災害防止タイプ		
		うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	933	933	—

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

○ 自然維持タイプの面積

単位 ha

区分	自然維持タイプ	
		うち、保護林
面積	331	—

- ③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項
森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

○ 森林空間利用タイプの面積

単位 ha

区分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面積	925	735

- ④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項
快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

○ 快適環境形成タイプの面積

単位 ha

区分	快適環境形成タイプ
面積	—

- ⑤ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項
水源涵養^{かん}タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、湧水緩和や水質保全等の水源涵養^{かん}機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。

なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

○ 水源涵養^{かん}タイプの面積

単位 ha

区分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面積	4,253

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、大分北部流域林業活性化協議会等において、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されることから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努める。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努め、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図る。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図る。

② 林業事業者の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業者への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業者の育成に努める。あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施、民有林材との協調出荷等に努める。

○ 森林共同施業団地の概況

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
2	553	799

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援事業の発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。また、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

⑤ その他
国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成を図る。

① 伐採総量

単位 m³、ha

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	111,296	180,576 (1,852)	291,872 [14,628]
前 計 画	80,000	224,500 (2,027)	304,500

注1 () は、間伐面積である。

2 [] は、臨時的な伐採量で外書き。

② 更新総量

単位 ha

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	198	2	200
前 計 画	131	13	144

③ 保育総量

単位 ha

区 分	下 刈	つる切	除 伐	ぼう芽整理
本 計 画	492	77	60	—
前 計 画	248	63	53	2

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	12	16,100	23	5,700

(5) その他必要な事項

該当なし

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には、国立公園等が指定されており、また、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、このため、地元市町村等関係機関との連携を密にして標識類の整備、山火事防止の宣伝、啓発活動、森林火災訓練等に努めるとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努める。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害が発生した場合は、被害木の販売等有効利用を併せた伐倒駆除等を行う。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等については、適切に保護・保全を図っていく。

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
該当なし		

② 緑の回廊

名 称	延長(km)	面積(ha)
該当なし		

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源涵養^{かん}の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

深刻化しているニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等と協力して計画的に捕獲や防護柵の設置等の防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進する。

さらに、台風など自然の脅威にさらされている地域であることから、事業実行に当たっては水源の涵養^{かん}、山地災害の防止、景観の保持等に十分に配慮する。

溪流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため需要先と事前に協定を締結し、その協定に基づき計画的に丸太を供給する安定供給システム販売に取り組む。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努める。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで未利用であった低質材等を木質バイオマス資源として利用できるよう安定供給に努める。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材利用の促進に取り組む。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

本計画内の南に位置する別府鶴見岳地域は、都市部からも比較的近く、豊かな自然景観など豊富な観光資源に恵まれていることからハイキング、登山など森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。

また、豊かな森林資源を背景にした木材加工業やキノコ、山菜、果樹等を利用した食品加工業が地域の重要な産業となっており、今後もこうした地理的条件を生かした産業の振興等を通じ、魅力ある地域づくりを進めていく必要がある。このため、都市部からの来訪者の増加に対応した農林水産物の生産加工体制の整備等地域における産業の振興に資する国有林野の活用を積極的に推進する。

本計画区は、水源かん養保安林を主体とした保安林指定地域が大半を占め、都市部や灌漑用の水がめとして重要な役割を果たしていることから、都市住民等の参加による水源林の造成を推進する。

「レクリエーションの森」の管理経営に当たっては、民間活力を活かした施設整備等の推進、及び地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポーター制度による整備・管理を支える仕組みの充実に努める。

○ レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自然休養林	1	735
総 数	1	735

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たっては、道路等の公用・公共用地は貸付・使用又は売り払い等により、地域の産業の振興に係る活用については貸付又は売り払いによる。また、水源林造成等については、分収林制度を積極的に推進する。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、豊かな自然環境を守り、森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで、活用の推進を図る。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結にあたっては、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。

○ ふれあいの森

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
山国川エコ・リバーツーリズム源流の森	3	2り2、3ほ1、ほ2

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

協定の締結により持続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努める。

○ 遊々の森

名 称	面積 (ha)	位置(林小班)
猪の瀬戸・遊々の森	17	1009よ2、よ4、た～た2、れ～そ1、つ、ね、や、イ

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行う。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努める。また、その際には次の点に留意する。

① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。

② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。

③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

該当なし

(案)

第5次国有林野施業実施計画書

(大分北部森林計画区)

計画期間

自 平成31年 4月 1日

至 平成36年 3月 31日

九州森林管理局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養 ^{かん} タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養 ^{かん} タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	4
	(6) 保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	6
4	治山に関する事項	7
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	7
	(1) 保護林の名称及び区域	7
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	7
6	レクリエーションの森の名称及び区域	8
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	9
8	その他必要な事項	9
	(1) 施業指標林、試験地等	9
	(2) フィールドの提供	9
	(3) 森林共同施業団地	10
	(4) その他	10

- 1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域
 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。
- 2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量
 - (1) 伐採造林計画簿
 伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。
 - (2) 水源涵養^{かん}タイプにおける施業群別面積等

単位 ha

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	654.47	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	1,182.64	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	1,083.91	同上	80～120
	アカマツ長伐期	32.26	同上	80
	ケヤキ長伐期	8.08	同上	150
	その他人工林	12.54	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	300.50	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	84.97	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林長伐期	259.01	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	436.03	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	82.45	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
	施業群設定外	—		
合計	4,136.86			

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

単位 ha

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	46
スギ長伐期	59
ヒノキ長伐期	45
アカマツ長伐期	2
その他人工林	1
保護樹帯	25
スギ・ヒノキ複層林	8
天然林長伐期	12
天然林広葉樹	62
しいたけ原木	27

(4) 伐採総量

単位 m³、ha

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	2,032	16,100 (162)	18,132				
自然維持タイプ	—	568 (5)	568				
森林空間利用タイプ	5,107	8,787 (85)	13,894				
快適環境形成タイプ	—	— (—)	—				
水源 涵 ^{かん} 養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	92,085	2,286	94,371			
	スギ長伐期	6,556	69,958	76,514			
	ヒノキ長伐期	921	79,426	80,347			
	アカマツ長伐期	1,268	863	2,131			
	スギ・ヒノキ複層林	2,608	2,588	5,196			
	しいたけ原木	719	—	719			
	計	104,157	155,121 (1,599)	259,278			
合 計	111,296	180,576 (1,852)	291,872	14,628	306,500	—	306,500
年 平 均	22,259	36,115 (370)	58,374	2,926	61,300	—	61,300

注1 () は、間伐面積である。

注2 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しないことがある。

(再掲) 市町村別内訳

単位 m³

市町村名	林 地				林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量		
別 府 市	12,210	18,190	30,400	/	/	/
中 津 市	51,263	66,961	118,224			
豊 後 高 田 市	—	80	80			
杵 築 市	5,267	12,730	17,997			
宇 佐 市	42,556	78,171	120,727			
日 出 町	—	4,444	4,444			

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

単位 ha

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空間 利用タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 ^{かん} タイプ [°]	合 計
人工造林	単層林 造 成	3.50	—	—	—	173.03	176.53
	複層林 造 成	—	—	11.38	—	10.43	21.81
	計	3.50	—	11.38	—	183.46	198.34
天然更新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	1.62	1.62
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	1.62	1.62
合 計		3.50	—	11.38	—	185.08	199.96

(6) 保育総量

単位 ha

区 分		山地災害 防止タイプ°	自然維持 タイプ°	森林空間 利用タイプ°	快適環境 形成タイプ°	水源涵養 ^{かん} タイプ°	合 計
保 育	下 刈	4.20	—	6.84	—	481.26	492.30
	つる切	—	—	—	—	77.37	77.37
	除 伐	—	—	—	—	60.07	60.07
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	4.20	—	6.84	—	618.70	629.74

3 林道の整備に関する事項

基幹 その他別	開設 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
その他	開設	赤鞆5林道	6、9	1,300	
		平鶴10林道	9、10	1,100	
		合使山19林道	19	1,000	
		藪ヶ畑28林道	28	1,400	
		檜原山29林道	29	600	
		須山39林道	38、39	2,000	
		人見山45林道	45	900	
		人見下46林道	46	1,800	
		馬城山59林道	59	1,600	
		丸迫61林道	61	1,900	
		後野63林道	63	1,200	
		後野64林道	65	1,300	
基幹	改良	赤鞆林道	4、5	500	一般改良、舗装
		薬師林道	8、9、11	1,000	一般改良、舗装
		合使山林道	16	300	一般改良、舗装
		大野々林道20支線	22	500	一般改良、舗装
その他	改良	猪之瀬戸林道	1009	500	一般改良、舗装
		人見山林道	45	300	一般改良、舗装
		中州林道	52	400	一般改良、舗装
		中州51林道	51、52	1,000	一般改良、舗装
		大平林道	48	700	一般改良、舗装
		後野64林道	64	500	一般改良、舗装
計	開設			16,100	12路線
	改良			5,700	23箇所

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
2～9、11～13、16、17、20、21、23～29、 34～36、38～42、44、45、47～52、54～61、63、 64、66、1001、1002、1008～1010	保安林整備	本数調整伐	250ha
2～5、8、9、12、16、47、48、50～52、 1006～1008	保全施設	溪間工	20箇所
2、4、16、20、1006、1007	保全施設	山腹工	6箇所
計	保安林整備		250ha
	保全施設		26箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種 類	名 称	新設 既設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
	該当なし				

(2) 緑の回廊の名称及び区域

種 類	名 称	新設 既設	延 長 (km)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
	該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設の 概要	施設 整備	備考
自然休 養林	由布鶴見岳	既設	734.75	自然観察教育 ゾーン 180.93ha	阿蘇くじゅう 国立公園内にあ って、由布岳及 び鶴見岳の主要 な景勝地を占め ており山岳景観 と高山植物の観 賞美に加え雄大 な眺望を楽しむ ことなどから鶴見 岳ロープウェイ の利用、エコー ライン周辺の散 策等大衆的な利 用がなされている。	育成複層林 へ導くため の施業	(国) ・鶴見岳登山道 ・鞍ヶ戸岳 縦走路 ・鶴見岳 西登山道 ・南平台観察路 ・鶴見岳 東登山道 ・由布岳登山道 ・由布岳 東登山道 ・日向岳観察路 ・入口標	該当 なし	
				1008ぬ、る、 る4、1009ろ、 か、た、た3、 な2、ら、の、 や		天然生林へ 導くための 施業	(国・別府市) ・由布高原園地 ・貞観台展望所 ・鶴見岳展望所 ・鞍ヶ戸岳 展望所		
				1009イ1、イ2		林地以外の 土地	・南平台展望所 ・日向岳展望所 ・由布岳展望所		
				風景ゾーン 113.09ha		育成複層林 へ導くため の施業	(別府 ロープウェイ (株)) ・別府ロープウェイ ・鶴見岳遊園地		
				1008は～は3、 ほ～と、 1010に、ほ、 へ、ぬ～る、 か		天然生林へ 導くための 施業			
				1008ち、 1010と～り、 わ、よ、ね、 1012ろ		育成複層林 へ導くため の施業			
				風致探勝ゾーン 440.73ha		育成複層林 へ導くため の施業			
1008い、 1010い2、 1013い									
1007ろ、ろ1、 1008ろ、に、 か、1009る、 く、1010い、 い1、ろ～は1、 に1～に3、た、 1012い、 1013ろ、は	天然生林へ 導くための 施業								
1008イ、ロ、 1009イ、ロ、 ハ、1013イ	林地以外の 土地								

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)	面 積 (ha)	森林施業 の種類	林道の 開設等	設定年及び 有効期間	備 考
該当なし	民					
	国					

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
地域差検定林	九熊本第28号	S48	0.72	12そ	スギ (第2試験地)
次代検定林	九熊本第63号	S53	1.50	50へ	スギ
育種集団林	九熊本第113号	H3	1.00	4と1	スギ
	九熊本第122号	H5	0.76	2ろ6	スギ
展 示 林	品種別展示林	S44	2.00	49に1	スギ
		S42	1.96	1005お	スギ
遺伝子保存林	中津署英彦山スギ	S36	1.98	4ろ1	スギ
	大分署ヒノキ	S42	1.30	1005く	ヒノキ

(2) フィールドの提供

対 象 地 (林 小 班)	設 定 の 目 的	備 考
2り2、3ほ1、ほ2	ふれあいの森	平成26年3月18日協定 山国川エコ・リバーツーリズム源流の森 特定非営利活動法人 豊前の国建設倶楽部
1009よ2、よ4、た～た2、 れ～そ1、つ、ね、や、イ	遊々の森	平成26年3月10日協定 猪の瀬戸・遊々の森 特定非営利活動法人 おおいた環境保全フォーラム

(3) 森林共同施業団地

名 称	対 象 地 (林小班)		面 積 (ha)	連携した施業の 内容	備 考
中津・宇佐地域森林整備推進協定	民	中津・宇佐地域森林整備推進協定書による	651	間伐の方法 路網の整備	
	国		243		
宇佐地域森林整備推進協定	民	宇佐地域森林整備推進協定書による	148	主・間伐の方法 路網の整備	
	国		310		

(4) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 (林 小 班)	面積(ha)	施 業 方 法
15に、58は、は1、へ～ち1、ぬ、ぬ1、る、た、59り、ぬ、る、う～の1、く、ふ、え	48.31	育成複層林へ導くための施業
9る～わ、10へ、15ろ、は、へ、25に、58い～ろ、に、ほ、り、ぬ2、る1～よ、た1、れ、59り1、つ、む、お、く1、け	136.56	天然生林へ導くための施業
59イ、1010イ、ロ	2.21	林地以外の土地
計	187.08	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。